

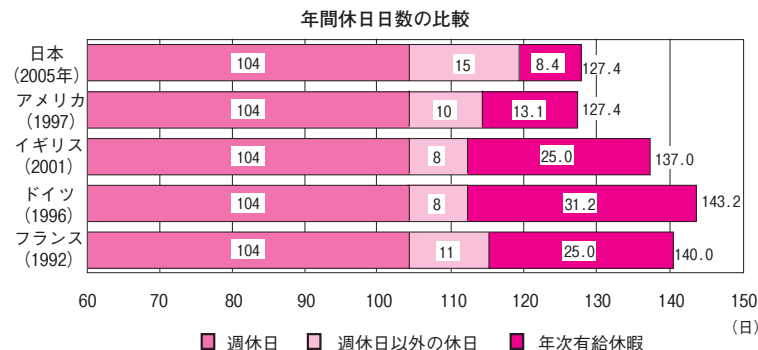
ちょっと気になるデータ解説

時短先進国 "ヨーロッパの現実

欧州各国は、一般に労働時間短縮が進んでいるというイメージを持たれている。その通説をデータで確認しつつ、国ごと、あるいは労働者の種類などで見られる特徴を探ってみよう。

まず、基本的なデータから。当機構発行の『データブック 国際労働比較 2007』で紹介している2004年時点の年間総実労働時間（製造業・生産労働者）は、英国1888時間、ドイツ1525時間、フランス1538時間で、英国は

日本(1996時間)および米国(1948時間)に近いレベルだが、独仏はいわゆる「時短大国」のイメージに沿った数字だ。また週休日とそれ以外の休日、年次有給休暇を合計した年間休日日数では、英国137日、ドイツ143.2日、フランス140日と、日本(127.4日)および米国(127.1日)に差がついている。とくに年次有給休暇について、日本の取得日数(8.4日)が、31.2日のドイツはもとより、25日の英国およびフランスに遠く及ばない現実が目立っている。



資料出所：厚生労働省「平成16年就業条件総合調査」(2004)、EU及び各国資料より厚生労働省労働基準局監督課推計（日本以外の年次有給休暇は付与日数を示す。欧米においては年次有給休暇は「完全取得」が原則である）

EIRO（欧州労使関係観測所オンライン）がまとめている労働協約上の年間総労働時間も、概して「時短の進んだ」欧州各国のイメージを裏づけている。新規加盟国を除くEU15カ国にノルウェーを加えた16カ国の平均は2005年で1707.8時間。一方、2004年5月にEUに加盟したポーランド、チェコ、ハンガリーなど10カ国の2004年の数字は平均1808.8時間となっている。なお、この統計では、所定時間外労働を加味していないので、英国は1691.9時間と、ドイツの1666.3時間とほぼ同様の水準となっている。

では欧州各国の時間外労働の水準はどうだろうか。Eurostat（欧州統計局）が2004年に公表した、2001年初頭時点のデータ(1)を見ると、当時の加盟国15カ国の平均で、女性のうち約12%、男性では約18%の被雇用者が何らかの時間外労働を行ったとしている。このうち、英国では男性の約35%、女性の約25%が時間外労働をしたとしており、残業をする人が多いことをうかがわせている。また、15～24歳、25～54歳、55～64歳の三区別の年代別に見た「時間外労働を行った」割合では、15カ国平均で、勤労中心世代の25～54歳層において、女性で約13%（他の階層は8%程度）、男性で約18%（他の階層は共に10%余り）と多い。ここでも英国は、25～54歳層の男性で約39%（同年代の女性も約25%）と他国に比べ最も高い値を示している。なお、『データブック 国際労働比較 2007』では、ILO（国際労働機関）のデータをもとに、2000年時点の「週労働時間50時間以上の労働者割合」を示しており(2)、ここでも英国は15.5%と、ドイツ(5.3%)やフランス(5.7%)より多い。ただし日本は28.1%、米国は20%とさらに多くなっている。このように欧州において、英国は比較的長時間外労働が多いという傾向が見て取れる。

Eurostatの上記レポートでもう一つ目を引く点は、手当を支払われない時間外労働の存在である。EU15カ国平均では、フルタイム労働に従事し、時間外労働を行った女性の週当たり平均残業時間は約7時間だが、そのうち約40%しか手当が支払われていないとする。同じカテゴリーの男性は、同様に約9時間のうち約60%のみが支払い対象になっている。

さらにEurostatは、ISCO（国際標準職業分類）に基づく9つの職種カテゴリーごとのデータを示している。そのうちカテゴリー1の「行政的・管理的職業従事者」は合計約9時間のうち約7時間は手当が支払われず、カテゴリー2の「専門的職業従事者」も合計約9時間のうち約6時間分が支払い対象になっていない。カテゴリー1では、ドイツ、イタリアのみで支払い対象時間が支払われない時間を上回っており、その他の各国では、両者がほぼ同じレベルを除くすべてで、手当の支払われない時間外労働の割合が多い。EU15カ国平均のその他の職種では、カテゴリー3に分類される「技術的職業従事者」で、支払い対象時間と支払われない時間がほぼ同じレベルであるが、それ以外のすべての職種の労働者においては、概ね支払い対象の時間外労働が大部分を占めるようになる。このように、欧州内でも国によって取扱い慣行の異なる部分がある点が興味深い。

（調査・解析部 主任調査員 吉田和央）

〔注〕 1. Eurostat, Statistics in focus POPULATION AND SOCIAL CONDITIONS 11/2004, "Working overtime"
2. 誌4頁本文および図2において詳しく解説している。